神奈川県男女共同参画推進条例

平成14年3月29日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 男女共同参画 男女が、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
 - (2) 事業者 事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。
 - (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
 - (4) セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により相手方の職場、家庭、学校、地域 その他の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与え ることをいう。

(男女共同参画を推進するための理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ性別によるいかなる権利侵害 も受けないこと、あらゆる場において男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人 としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、 行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進は、男女が社会のあらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と職業生活その他の社会生活等との調和を図ることができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に規定する理念(以下「条例の理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、市町村、事業者及び県民と協力して実施するよう 努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、条例の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進 を図るものとする。
- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。 (県民の責務)
- 第6条 県民は、条例の理念にのっとり、あらゆる分野において男女が共に責任を担い、及び互いに協力するとともに、男女共同参画の推進を阻害する行為を行わないよう努めなければならない。
- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。 (性別による権利侵害行為の禁止)
- 第7条 何人も、職場、家庭、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、異性に対する暴力的行為 (身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。) その他の性別による権利侵害行為を行ってはならな い。

(セクシュアル・ハラスメントの禁止等)

- 第8条 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 2 事業者は、事業活動を行うに当たり、その使用する者が当該事業の執行に際し、第三者(取引先の従業員、施設利用者、生徒等を含む。)に対しセクシュアル・ハラスメントを行わないよう必要な配慮に努めなければならない。

(情報を読み解く能力の向上)

第9条 県は、県民が、男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現に関し、提供される情報を 主体的に解釈し、及び評価するための能力の向上を図ろうとする取組に必要な施策を講じるものと する。

(男女共同参画の推進に関する届出等)

- 第10条 常時使用する従業員の数が規則で定める数の規模の事業所を県内に有する事業者は、毎年、 当該事業所における男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。 ただし、規則で定める事業所については、この限りでない。
 - (1) 事業者の名称及び代表者並びに所在地
 - (2) 事業所の名称及び所在地並びに主たる業種
 - (3) 常時使用する従業員の数及びその職務区分別の数並びにそれらの男女別の数
 - (4) 専ら事業所全般又は事業所に設けられた組織の経営及び管理の業務に従事する者の数並びに その男女別の数
 - (5) 従業員の資質及び能力の向上を図るための教育訓練の実施状況
 - (6) 業務の遂行と家庭生活における活動との両立を支援するための措置の状況
 - (7) セクシュアル・ハラスメントを防止するための措置の状況
 - (8) その他規則で定める事項
- 2 知事は、前項の規定による届出をしていない事業者に対し、届出を行うべきことを勧告すること ができる。

(報告の徴収)

第11条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条第1項の規定により届出があった 事業者から必要な報告を求めることができる。

(指導及び勧告)

第12条 知事は、第10条第1項の規定により事業者から届出があった事業所のうち、相当の理由がないにもかかわらず、男女共同参画の推進の状況が著しく不良であると認められ、かつ、相当の期間を経過しても改善が認められないものがあるときは、当該事業所を有する事業者に対し、改善に関する指導又は勧告をすることができる。

(情報の提供)

第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進の状況についての情報を 県民及び事業者に積極的に提供するものとする。

(施策又は事業についての提案等の申出)

- 第14条 県内に住所を有する者、県内に事業所を有する事業者その他規則で定める者で、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は事業についての提案、意見、要望、苦情等のあるものは、知事にその旨を申し出ることができる。
- 2 知事は、前項の規定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理を行うに当たり特に 必要があると認めるときは、神奈川県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を 聴くものとする。

(審議会への諮問)

第15条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定による男女 共同参画計画を策定し、又は改定しようとするときその他男女共同参画の推進に関する重要事項 に関し決定を行おうとするときは、審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 12 条までの規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例 (昭和 28 年神奈川県条例第 5 号) の一部を次のように改正する。 (次のよう略)

(検討)

3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

全部改正〔平成22年条例48号〕

附 則(平成20年7月22日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年8月3日条例第48号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月30日条例第25号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定は、同年10月1日から施行する。